

《論 說》

# 著作権契約における著作者人格権 －著作者契約法によるアプローチ－

Urheberpersönlichkeitsrecht im Urheberrechtsvertrag  
－Ein Approach durch das Urhebervertragsrecht－

三 浦 正 広

目 次

- I. はじめに
- II. デジタル時代における著作者人格権の意義
  - 1. 著作者人格権の保護のあり方
  - 2. 法的位置づけ
  - 3. 国際法上の認識
- III. 著作者人格権に関する法律行為
  - 1. 学説
  - 2. 判例
- IV. 著作権契約における著作者人格権の独自性
  - 1. 著作権契約における著作者の同意
  - 2. 著作者人格権に関する契約
  - 3. 著作者契約法における著作者人格権
- V. むすびにかえて

## I. はじめに

著作権契約は、著作者者と利用者との間における著作物の財産的利用に関する契約であり、著作権（財産権）の行使に関する合意は契約の要素として不可欠であることはいうまでもないが、契約の対象が、著作者の人格が反映されている著作物であることを踏まえるならば、著作権契約

においては著作者人格権に関する合意も契約上の重要な要素であるはずである。しかし、わが国の著作権契約の実務において著作者人格権の行使に関する合意がなされることはむしろ稀である。著作権契約実務は利用者側からの実務的な要請が色濃く反映されており、著作者人格権が保護されていることの意義や趣旨にもとづく理論的裏付けが十分に行なわれていない状況であるといえる。著作権契約における著作者人格権の取り扱いについて、学説では著作者人格権の不行使特約というテーマのもとでその有効性が議論されている。しかし、裁判例に現れた著作権契約の事例について分析すると、不行使特約の有効性を議論する以前に、著作権契約実務においては著作者人格権自体が尊重されていないという実態をみてとることができる。

デジタル時代において、著作物の加工、改変はきわめて容易である。著作物の完全性、同一性は危機的状況にある。EU デジタル単一マーケット著作権指令 (Directive on Copyright in the Digital Single Market) 案にみられるように、著作者ないし著作権者の財産的利益の保護に関しては、権利者に相当報酬請求権を認めることによってこれを保障することが可能であると考えられるが、人格的利益の保護に関しては、著作者人格権 (同一性保持権) に関する規定が設けられているとはいえ、法的保護になじみにくい性質であることは否定できない。情報技術の発展を基礎とするインターネット社会において、音楽、映画、マンガ、ゲームソフト等のデジタルコンテンツを中心とする著作物の利用や流通が拡大することにより、著作権者の利益は著しく増大している。IT 業界が目指すインターネット社会は、これまでの歴史のなかで形成されてきた著作権法の秩序を大きく転換させようとするものである。インターネット上で流通しているコンテンツは、フィルタリング等の技術的手段によって権利者の保護が強化されているとはいえ、決して十分なものとはいえない。IT 企業による新たな法秩序の形成が進行する一方で、EU においては「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation: GDPR) によりイ

インターネット上の個人情報の保護が強化されるとともに、デジタル単一市場著作権指令案により、著作物の利用に関する著作者の権利の保護が強化されようとしている。一部の巨大なインターネット・サービス・プロバイダーによって覆されようとしていた従来の著作権法の枠組みが、EUによる新しい著作権指令によって大きく揺れ戻されようとしている。インターネット上での利用により財産的利益を生み出す著作物といえども、その利用に際しては著作者人格権の保護を尊重することは不可欠である。

著作物利用の円滑化を図ることを目的として、実務上、著作物の利用契約において、著作者人格権の不行使特約が盛り込まれる場合が多い。実務上は、著作物の利用を促進するために、著作者の権利行使を抑制するような傾向が顕著となっている。これまでも著作者人格権の不行使特約に関する文献は散見されるが、学說的傾向としては、実務上の要請に配慮し、個別的に著作者の許諾を求めるのではなく、利用(権)者が利用に際して著作物に変更や改変を加えることを容認すべきであるとするような主張が多くみられるところである。実務においては、著作者が著作権契約の当事者であるとは限らず、著作者から著作権の譲渡または管理委託を受けた者が当事者として契約を締結する場合も多く、その場合の契約においては著作者の意思が反映されるとは限らない。そのような問題状況においては、著作者人格権の不行使特約が有効か否かという観点からの議論の方法は適切とはいえない。著作物の利用契約において、著作者の意思が反映されるか否かの観点から判断されるべきであると考える。

時代や社会の流れ、科学技術の発展に合わせて、権利の内容や法規定を改正することが必要であることはいうまでもないが、時代の最先端に行く科学技術に陶酔するあまり、著作権法制度の本質を見失うことがあってはならないと考える。本稿は、学説において議論されている著作者人格権の不行使特約に関する議論について、著作権契約法の理念を踏

まえて<sup>(1)</sup>、著作権契約における著作者人格権の保護のあり方について検討するものである。

なお、わが国の法制では著作権法15条1項の要件を充たす場合、職務上作成される著作物の著作者は「法人等」ということになるが、本稿では、創作者主義の例外である法人著作の場合を除外し、基本的に創作者である著作者、自然人である著作者を念頭に検討することとする。

## II. デジタル時代にける著作者人格権の意義

### 1. 著作者人格権の保護のあり方

情報技術を基盤とするインターネットの発展は、情報社会に強力なインパクトを与え、大きなパラダイムシフトを引き起こすものではあったが、それは、これまでのメディアや著作権の法秩序を否定するものがあると捉えることは妥当ではなく、歴史の流れの中で理解され、認識されるものでなければならない。情報技術が発展するにつれ、著作者の権利に関する認識は、従来の著作権法秩序との関係において乖離が著しくなる。著作物の利用の観点からすると、著作権(財産権)でさえ大きな阻害要因であると受け止められる場合が多く、立法においてはその制限範囲は拡大の一途をたどっている。歴史的にみても、著作権法制は情報・複製技術の発展との摩擦のなかで秩序づけられてきたものであり、情報技術の高度化が著作権の制限範囲を拡大することは、文化の発展の観点からみてもやむを得ないと言わざるをえない。そのような状況においては、著作者人格権に関する議論は、少なくとも表舞台には出て来ないが、そのような状況であるからこそより一層の保護が尊重されなければならないと考える。デジタル時代に形成される新しい秩序は、旧来の伝統的な秩序の上に発展的に共存するものでなければならない。そのような意味において、著作権法制は、デジタル革命の時代において著作者人格権をどのように取り扱うべきかという極めて重要な課題に直面しているということができる。

インターネット社会では、プライバシーや人権の保護との関係において個人情報の保護の重要性が強調されるように、インターネット上を流通する音楽や映像等の著作物に関する著作者の権利もまた尊重されなければならない。著作権(財産権)は、著作物がデジタル・コンテンツとしてインターネット上を流通することによって利用が拡大し、その経済的価値も高まり、権利保護の重要性が認識される。インターネット社会の発展過程では、著作権はむしろ障害として認識されている状況であるが、最終的には権利保護と利用のバランスが維持されるものと推測される。しかし著作者人格権の保護は、デジタル利用との関係において相容れない場合が多く想定され、さまざまな軋轢を生じさせる。

デジタル革命の中で、これまでの著作権法秩序が覆されることになるのか。旧来の著作権法秩序が現代のデジタル時代に適合しなくなっていることは否定できないが、人間(自然人)ではなく、AI(人工知能)が著作物を創作する時代においてなお著作者の権利、とりわけ著作者人格権の存在意義が問われるようになる。これは法理論の領域だけで把握されるべきものではなく、社会的、文化的な思想や価値の次元において議論されるべき問題であるといえよう。

インターネット時代を迎えて、とりわけ意匠や商標との関係において産業財産権と著作権領域の境界が曖昧になり、著作権は産業財産権化の傾向が著しい。そのような時代の流れのなかで、著作者人格権の存在意義が強調される。著作者人格権は、著作者とその著作物との精神的ないし人格的關係性を保護法益とするものであり、著作物の創作者を著作者とする創作者主義にその根拠を置いている。

しかし、わが国では、創作者である著作者に著作者の権利が原始的に帰属するとする創作者主義に対する認識が極めて低いといわざるをえない。しかも、昭和45(1970)年に現行著作権法が制定されて以来、著作権法15条に法人著作に関する規定が置かれ、職務上作成される著作物(職務著作)に関する権利は、著作権(財産権)だけではなく、著作者人格権

も「法人等」に原始的に帰属するものとされている。著作者は法人等であると規定されている。これは、創作者主義の大きな例外であるということ以上に創作者主義に対する認識を低下させる大きな要因となっていると考える。しかしながら、著作者の権利を、従業者である創作者にではなく、法人等に帰属させるとするこの15条の規定は、時代の流れを追い風として、理論的にもより確固たる制度として認識が深められているといえる。法人等と創作者の雇用関係を前提とする権利関係においては、従業者である創作者は常に弱い立場に置かれ、権利を主張する立場には立ちえない。

さらに、平成27(2015)年の特許法改正では、職務発明における発明者主義が大きく制約されることとなった(特許法35条3項)。創作者主義にしても発明者主義にしてもそうであるが、知的財産法制度は、人間のアイデアを起源とするものであり、そのアイデアにもとづいた具体的な創造物(著作物、発明等)を作り出した者に権利を付与して、その創造者を保護する制度である。ただし、その権利は一定期間しか存続せず、期間経過後は公有となって広く社会に還元される。そして、それがまた新たな創造の礎となる。このような知的創造のサイクルが文化の発展、産業の発達をもたらすことになる。権利の帰属の問題は、法制の違いにすぎないが、創作者や発明者の存在なくして知的財産制度は存在しえない。いまやAIの登場は、この創作者主義(または発明者主義)に大きな影響を与えることになることは想像に難くない。AI時代においてこそ、人間によるアイデアやその表現が尊重されなければならない。かつて産業革命期に社会の至る所で機械化が進み、人間性が疎外されるようになったことが契機となって人間の尊厳や人格権の保護が声高に主張されるようになったように、デジタル革命の時代においてそのような歴史を振り返ることで、著作者の権利保護のあり方について将来の方向性が見出されるのではないかと考える。1990年代半ば以降、インターネットが一般に普及しはじめた頃から、利用の観点からみて大きな障害となりうる

同一性保持権を制限しようという議論が盛んに行なわれてきたが、これまでの歴史の流れのなかで著作者の権利が保護されてきたことに鑑みれば、著作権法の原理原則を踏まえうえて、デジタル時代の到来によってもたらされる利便性との調和が図られるべきであると考えられる。

## 2. 法的位置づけ

名誉権やプライバシー権などの一般的人格権についても、また氏名権や肖像権などの個別的人格権についても、わが国の制定法にはこれらの権利を明文で保護している規定は存在せず、判例法上の権利であるといえるが、著作者人格権は明文で規定されている権利であり、しかも人格の主体自体を保護の対象としているのではなく、人格主体(著作者)と著作者によって創作される著作物との精神的あるいは人格的な結びつきを保護対象としている点に特徴がある。わが国の著作権法は、一般的著作者人格権として著作者の名誉・声望を害する方法による利用に対するその著作者の人格的利益の保護を認めており(著作権法113条6項)、さらに個別的著作者人格権として公表権(著作権法18条)、氏名表示権(19条)および同一性保持権(20条)の3つの権利を規定している。これらの具体的な権利の本質は、著作者自身の著作物に対する自己決定権であると解することができる。

これらの著作者人格権のなかでも、とりわけ同一性保持権は、著作物の加工や変更を容易化するデジタル時代にあっては極めて重要な意義を有する。同一性保持権について規定する著作権法20条1項は、「著作者は、その著作物及び題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と規定し、著作者の意に反する著作物の改変は、原則として同一性保持権侵害を構成することとなる。この規定の趣旨は極めて明確であり、その効果も絶大である。

しかしながら、同一性保持権は著作物の利用に関する権利であるの

で、利用の円滑化を図るためには、著作者の意思によって同一性保持権の効力を留保することは理論的にも可能であり、利用者との契約のなかでその権利行使の特約を定めることも可能であるということになる。さらに、著作権契約において著作者の同意によって同一性保持権の行使を制限することとは別に、同一性保持権には法定の制限規定が存在する(著作権法20条2項1号～4号)。利用の目的、所有権との調整および著作物の特性による制限などその内容はさまざまである。しかも「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」(4号)を認めている、一般条項的な性質を有する規定まで設けられており、その解釈によっては、同一性保持権の制限の範囲は大きく拡大する可能性がある。著作権契約においてもこれらの制限規定が適用される。同一性保持権を制限する著作権法20条2項の規定は、著作権契約において極めて重要な意義を有する規定であるといえることができる。

### 3. 国際法上の認識

ベルヌ条約において著作者人格権に関する規定が設けられたのは1928年のローマ改正条約においてである(ベルヌ条約6条の2)。加盟国は、国内法において著作者人格権を保護することが義務づけられている。そして、国際法上、著作者の権利は、著作者人格権だけでなく、財産的権利も含めて基本的な人権として位置づけられている。1948年、第二次世界大戦後まもなく採択された世界人権宣言では、「すべて人は、その創作した科学的、文学的または美術的作品から生ずる精神的及び物質的権利益を保護される権利を有する」(世界人権宣言27条2項)と定められ、また、1966年に採択された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)では、締約国は「自己の科学的、文学的または芸術的作品により生ずる精神のおよび物質的利益が保護されることを享受する権利」を認めることとされている(15条1項(c))。わが国はこの規約を1979年に批准し、その後発効している。歴史、国民性、法意識や司法制



度が異なっているために一様に論ずることができないことはいうまでもないが、国際法上の人権概念は、個別具体的に各国が当該条約を批准しているか否かにかかわりなく、人類共通の普遍的価値として保護されなければならない。

デジタル・ネットワーク時代を迎えて音楽、映像、ゲームソフト等のデジタル・コンテンツがインターネット上を流通するようになると、著作者の権利だけではなく、実演家の権利もまた侵害される機会が増大する。そのようなデジタル環境のなかでこれら文化の創造者を著作権法の枠組みのなかで保護することを目的として、1996年にWIPO著作権条約およびWIPO実演・レコード条約が成立する。これらの条約はわが国では2002年に発効しており、形式的には著作権法による保護レベルは国際標準に達したものと見えるが、著作者および実演家の法的保護に関する思想や価値観は未だ醸成されていない状況であるといえよう。

音楽や映像などの著作物をインターネット上にアップロードする行為は、著作権法上の公衆送信行為に該当し、著作権者の許諾なしに行なう場合は公衆送信権の侵害となる。動画配信サイトには、著作権者の許諾を得ないままネット上にアップロードされるものが多く、その場合は著作権侵害となる。このようなビジネスモデルの登場は、これまでの著作権法秩序に対する大きな変革を試みようとするものであるといえる。

しかし一方で、EUは、2018年4月、一般データ保護規則<sup>(2)</sup>(GDPR)を定めて、個人情報保護強化を打ち出すとともに、2018年9月にはEU著作権指令案<sup>(3)</sup>において、ネット上の報道記事のデジタル利用や著作権侵害コンテンツの排除について、著作権の保護強化に乗り出している。新しいビジネスモデルに対して巻き返しを図り、破壊されつつある旧来の著作権法秩序を正常な常態に取り戻そうとする動きである。IT技術の高度化とともに、インターネットと著作権の抵触が問題視されるケースが増加しているが、ほとんどの場合は著作権法を遵守していないビジネスモデルそのものに問題がある場合が多い。

ヨーロッパ諸国では、著作者の権利は基本的人権として尊重されており<sup>(4)</sup>、技術の発展によってもたらされる著作物の新たな利用可能性は、著作権の保護において考慮されなければならないとする法思想が定着している<sup>(5)</sup>。経済発展の観点からも、文化創造の担い手である創作者としての著作者の権利の保護が不可欠である。

とりわけ欧州諸国と比較すると、わが国はさまざまな面において人権の保護や尊重に対する意識が乏しく、著作者の権利についても人権としての認識は極めて希薄である。インターネット時代を迎えて、著作物の利用の促進に重点が置かれ、著作者の権利保護は置き去りにされている。このような著作者の権利の対する理解や考え方の違いが、その後の法政策や立法に大きな影響を及ぼしていることはいうまでもない。実務的な財産的利用の観点から行き過ぎた保護ばかりが強調されているが、著作者と利用者の利益バランスを失するような方向性には慎重でなければならない。

### Ⅲ. 著作者人格権に関する法律行為

#### 1. 学説

著作権契約における著作者人格権の効果に関する問題は、学説では著作者人格権の不行使特約の問題として議論されてきたが<sup>(6)</sup>、後述する裁判例をみると明らかなように、契約実務においては著作者人格権の保護に対する考慮がほとんどなされていないことがわかる。

著作者人格権のなかでも、著作物の利用に関する権利である同一性保持権について規定する著作権法20条1項では「その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と規定され、著作者の意に反する改変が同一性保持権侵害となることを規定している。この条項を文理解釈すると、著作権契約にもとづいて著作物を利用する場合であっても、その合意の範囲を逸脱するような改変や、最終的に著作者の同意が得られないような改変は同一性保持権侵害を構成することとな

る<sup>(7)</sup>。このような厳格な解釈が導かれる条項であることとは逆に、学説や判例では、著作権契約における著作者人格権の取り扱いの保護レベルは極めて低く、著作者人格権の意義や趣旨を尊重するような解釈はほとんどみられない。

著作者人格権の不行使特約の有効性に関する学説は、一般的に無効説と有効説に分類される。無効説は、利用形態を特定しない包括的な不行使特約は実質的に著作者人格権の放棄または譲渡と等しいので人格権の性質に反し無効であるとする。有効説は、著作権法が著作者人格権の不行使を禁じていない以上、それを無効とまで解することはできない、さらに、著作者人格権の不行使特約は有効であるとしつつも、その著作物の性質、利用の方法や態様等を検討したうえで、不行使合意時に前提とされた条件から著しく齟齬がある場合は、その合意をもとに有効と判断することはできないとする。

形式的にこのように分類されるのが一般的であるが、個々の具体的な事例をみると、このような分類はあまりに形式的すぎて適切ではないと考える。無効説の立場をとっても利用形態が特定され、著作者の意思が反映される場合は有効となると解することは可能であり、また、有効説の立場をとっても、利用の方法が合意の範囲を逸脱するような場合にまで有効であると解することには無理があり、基本的にいずれの学説の立場をとっても、著作権契約において著作者の意思が反映されているか否か、反映されうる状況にあるか否かという観点からその有効性が判断されるべきであるということに帰着する。そのような意味において、著作者人格権は自己の著作物の利用に関する自己決定権として機能している。

これらの著作者人格権の不行使特約に関する学説は、実務上の要請にもとづき、著作者人格権の効力を制限して著作物の利用を促進させようという観点から主張され検討されているものが多く、学術的な観点から著作者人格権の意義や本質にもとづいて議論されているものは多いとはい

えない。しかし、このように著作者人格権の効力を緩和し、あるいは、その不行使特約を認容しようとする見解は、デジタル・ネットワーク時代における著作物の利用の拡大を踏まえたものであり、時代の流れに即した議論として尊重されるべきであると考えるが、著作者の権利との利益バランスとの関係において慎重でなければならない。すなわち、著作者人格権(同一性保持権)の本来的な意義を考慮するならば、著作物の改変による利用には常に著作者の意思が反映されていなければならないし、また、改変による利用について著作者の同意を得ていてもその範囲を逸脱して利用することは許されない。したがって、著作者人格権の不行使特約そのものが有効か否かという議論の方法は決して妥当とはいえず、不行使特約において著作者の意思が反映されているか否か、反映されるか否かという観点からその有効性が判断されるものでなければならないと考える。そうすると、著作権契約のなかで合意した特定の利用方法あるいは変更について著作者人格権を行使しないとする特約は、著作者の意思が反映されている限りにおいて有効であると解してよいと思われるが、利用方法や変更の内容を特定することのない、包括的な著作者人格権の不行使を要求する特約、すなわち著作者の意思が反映されない特約は無効であると考えざるを得ない。実務上の理由から著作者人格権の行使を制限すべきであるとする見解は、デジタル時代における著作物の利用促進の観点から説得力をもって主張されてはいるものの、著作者人格権の原則をなし崩し的に切り崩すものであり、理論的にみて妥当であるとはいえないと考える。著作者人格権の基本的な考え方を尊重するならば、その不行使特約は、著作物の改変による利用について著作者の意思が反映されていれば有効であり、そうでなければ無効であると解さざるを得ないということになる。

さらに、不行使特約が有効な場合であったとしても、著作者の意思が変更された場合は、著作権契約上の債務不履行の問題として処理されるべきものであり、それでもなお著作者の意思が尊重されなければならない

いと考える。その場合、著作者が、相手方の同意を得ず、正当な理由なく信義に反して当初の意思を変更したようなときは、著作者自らが契約上の責任を負うことになることはいうまでもない。

たとえば共同著作物の著作者人格権の行使については、原則として著作作者全員の合意が必要であり、しかも信義に反して合意を拒絶することができないこととされている(著作権法64条2項)。著作者人格権の行使にあたっては、著作者の意思が尊重されることになっている。共同著作物における著作者人格権の権利行使においてさえ、各著作者の意思が反映されることが前提となっているわけであるから、個人の著作者の著作物においても共同著作物の場合と同様に、著作権契約等における権利行使にあたっては、なおさら著作者人格権が尊重されるべきであるといえる。

著作者の意思が不明確なままの状況では、著作者人格権の不行使特約ということはあるえないし、その時の状況に鑑みて黙示の承諾があったと認定すべきではないと考える。著作権契約において著作者人格権の行使を制限する場合には、文書による合意、または少なくとも明示の合意が必要であり、黙示の承諾による著作者人格権の不行使特約を認めるべきではない。

著作権契約に関する実務上の事例を概観すると、著作物の利用に関する著作権契約においては、当事者間においてさえ契約の内容や契約による権利の移転の有無など、不明確な場合が少なくない。著作者契約法の法理が機能する場合は、著作者保護の原理がはたらし、著作者にとって有利な解釈がとられることになる。著作権(財産権)に関する取り決めがなされるのは一般的であるといえるが、著作者人格権については、取り決めがなされなかったり、曖昧であったりすることが多い。著作者の権利は著作者人格権と著作権で構成されており、著作物の利用契約では、著作権に関する取り決めだけでは足りず、著作者人格権に関する取り決めも不可欠である。にもかかわらず、著作権契約実務においては、著作

者人格権に対する配慮は乏しく、著作者人格権は著作物の円滑な利用を阻害するものであるという程度にしか理解されていない。著作権契約は、著作者および著作権者と利用者との信頼関係にもとづく契約であるから、著作者の権利を尊重することなしに、契約の適切な履行はありえないことになる。

著作者人格権の不行使特約は、契約のなかで当事者の合意のもとであらかじめ定められている場合は多くはなく、契約条項に著作者人格権に関する取り決めがないことを理由として、あるいは、著作者人格権に抵触する場合であるにもかかわらず、著作者が権利主張をしない、異議を唱えないことを理由として、著作者人格権を行使しないことを黙示的に承諾しているのであるというような論理で主張される場合が多い。

## 2. 判例

学説において著作者人格権の不行使特約の問題として議論されている問題は、判例に現れた事例をみると、著作権契約における著作者人格権の行使に関する事例は多種多様であって類型化にはなじまず、一様に不行使特約の問題として議論することは必ずしも適切ではないと考える。とりあえず著作物の改変について、(a) 黙示の承諾があったとされた事例、(b) 「やむを得ないと認められる改変」(著作権法20条2項4号)にあたる事例、および(c) その他の事例に分類して検討することとする。著作物の利用を目的とする著作権契約においては、契約の相手方である利用者側からすると、著作者人格権は著作物の円滑な利用を妨げる阻害要因であるとみなされ、著作者人格権本来の保護法益が尊重されていないケースが多いということである。ここでは、著作権契約の解釈をめぐる著作者人格権侵害に関する主要な事例について紹介することとする。

### (a) 黙示の承諾

① 長野地判平成6年3月10日〔北アルプス鳥瞰図事件〕判例地方自治127号44頁

X(著作者)とY(地方自治体)との契約において、X制作のイラストの全面使用が3回以上行なわれたときは、XからYに「一切の著作権が譲渡される」と記載された見積書が交付された事案について、この契約が出版権設定契約か著作権譲渡契約かが争われた。パンフレット作成は、XがYに対して受注を申し入れたものであり、Xは、イラスト使用の目的をパンフレットに限定することはなく、全面使用の対象もパンフレットにおける使用に限定していなかったことが認定されている。

これについて判決は、Xイラストの著作権およびその原画の所有権はYに移転したものと認定したうえで、Xは、YがXイラストをポスターやパンフレットに利用する際に、Xの氏名を表示しなかったこと、Xイラストに変更を加えたことは、Xの著作者人格権(氏名表示権および同一性保持権)を侵害すると主張したが、判決は、イラストを使用しポスターやパンフレットの作成過程において、Xは、Xイラストに改変が加えられることを認識し、また、それに対して異議を述べていなかったことなどを認定し、XがYの行為を黙示的に承諾していたものと認定してXの請求を棄却した。

② 大阪地判平成17年3月29日[ビジュアルディスク事件]裁判所 Web  
Y制作の写真集CD-ROMに収録されているデジタル画像データ写真の著作者Xは、YがXデータ写真をウェブサイトに掲載するために同一性を失うような低解像度のウェブ用画像を蓄積目的で複製し、その無料ダウンロードサービスを行なったことについて、X・Y間の本件CD-ROMの出版契約は、著作権譲渡契約か著作権利用許諾契約か、Xデータ写真の利用についてXの許諾があったかどうか、著作者人格権の不行使特約が存在するか否かが争われた。

判決は、本件出版契約には、著作権の利用許諾ができる地位を第三者に譲渡することを認める規定は存在せず、本件出版契約は、「Xが著作権を有する写真についてデジタル画像データを作り、これをCD-ROMに収録することについて許諾する債権契約としての著作権利用許諾契約

というべきである」と判示している。

氏名表示権の侵害について、判決は、Xは本件CD-ROMにXの氏名が表示されないことを認識し、了解していたというべきであるから、「Xが氏名表示権を行使しないことについて黙示の合意が成立していたというべきである」と判示して、黙示の不行使特約の存在を認定し、また、Xデータ写真のウェブ用画像への改変については、「…使用するに支障が生じない程度に解像度を低下させたにすぎないのであれば、表現において同一性が失われているということとはできない」として、同一性保持権の侵害を否定した。

著作者人格権に関する法律行為について理論が確立されていない状況のなかで、判決は、それぞれのケースの具体的妥当性を優先し、理論的な判断基準の設定について考慮していない。

③ 知財高判平成18年10月19日〔計装工業会講習資料事件〕裁判所Web(原審：東京地判平成18年2月27日判時1941号136頁、判タ1226号297頁)

Y会社の従業員Xが、日本計装工業会主催の講習において講師を務めた際に作成した講習資料(12年度資料)を、Xの後任者Aが複製して13年度資料および14年度資料を作成した。Xは、著作権(複製権、口述権)および著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)の侵害を主張した。本件では、Xが作成した12年度資料が著作権法15条の法人著作に該当するか否かが争点となっていたが、判決は、12年度資料がYの著作名義で公表されたものと認めることはできないとして、法人著作物性を否定している。

そのうえで判決は、Xは、何らの留保をすることなく、12年度資料の原稿の電子データをAに交付し、Aに13年度資料および14年度資料を作成させるために利用させる意思であったと解すべきであるから、Xはそのような意味で12年度資料の複製を黙示的に承諾したものと解するのが相当である」という前提のもとで、12年度資料の表紙のX氏名の表



示は講師名の表示であって、著作名義を表示するものとはいえ、氏名表示権の趣旨からすると、Xはその氏名を表示しないことを選択しているものと解されるから、13年度資料および14年度資料にXの氏名が表示されていなかったとしても、それはXの氏名表示権を侵害するものではない。また、「Aが、…12年度資料の表現をより適切なものにし、内容もより適切なものにし、その資料全体を充実させることは、…講習資料作成の目的に沿い、必要に応じて行う変更、追加、切除等の改変であって、Xが黙示的に承諾していた複製に含まれ、著作者の同意に基づく改変として、Xの同一性保持権を侵害するものとはいえない」と判示した。

(b)「やむを得ないと認められる改変」(著作権法20条2項4号)

④ 東京高判平成10年7月13日〔映画「スウィートホーム」事件〕知的裁集30巻3号427頁(原審：東京地判平成7年7月31日知的裁集27巻3号520頁)

映画監督Xが自らその脚本を著作し、監督した映画「スウィートホーム」のビデオを、映画製作者(=著作権者)Yが複製し、販売したことをめぐり、当初のX・Y間の契約の報酬に関する合意が、本件映画の二次的利用(ビデオ化、テレビ放送等)をも対象とするものであるか否かが争われた。本件契約において契約書面は作成されていない。

判決は、Xが報酬の合意において本件映画の二次的利用を許諾していたという認定を前提として、劇場用映画をビデオ化、テレビ放送する場合のトリミングは、著作権法20条2項4号の「著作物の性質並びに利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」にあたりと判示し、Xの同一性保持権の侵害を否定した。

劇場用映画をテレビ放送する場合のトリミングは、一般的に行なわれている改変行為であり、Xも契約締結の際に本件映画の二次的利用について許諾していたのであるから、二次的利用のために必要な改変が「やむを得ないと認められる改変」にあたりと認定される場合、同一性保持権の侵害とはいえないとする結論は妥当であると考ええる。

⑤ 東京地判平成16年11月12日〔「知的財産権入門」事件〕裁判所 Web  
特許法律事務所の所長 Y は、X(弁理士)が事務所在職中に分担執筆した本件原稿を『知的財産権入門』(本件書籍)に掲載して、「創英知的財産研究所」の名称で出版したが、本件書籍に X の氏名の表示はなく、また本件原稿の一部が改変されて利用されていたことに対し、X は著作者人格権の侵害を主張した。この事例では、X が執筆した本件原稿が著作権法15条の法人著作に該当するか否かが争点となっているが、判決は「本件原稿の執筆活動は、X の業務とは認められず、本件原稿が「職務上作成された著作物」に該当することはできない」として、法人著作物性を否定している。

判決は、出版に際して行なわれた法律名の略称や仮名遣いの統一、不正確ないし不適切な表現の手直しなどの本件原稿の改変は、やむを得ない改変にとどまるものであり、同一性保持権の侵害とはいえないが、X の氏名が表示されなかったことは X の氏名表示権を侵害するものであると判示した。

さらに、X・Y 間で交わされた著作権に関する本件覚書4条には、本件原稿について、X は、Y または Y から著作権を承継した者、または、Y から当該著作物を利用する権利を取得した者に対して著作者人格権を行使しない旨が記載されていたが、判決は、従来 Y による出版物には分担執筆担当者の氏名が表示されており、X は、自己の氏名が本件書籍に表示されることを前提として署名、捺印したのであるから、「本件覚書に上記条項(4条)が存在することを理由として、X が本件原稿について氏名表示権の不行使を約したと認めることはできない」と判示した。

本件覚書に著作者人格権の不行使特約が規定されていたにもかかわらず、判決は、従来の Y 発行による書籍において氏名表示の実態が慣行として存在していたことを根拠に、不行使特約の有効性を否定した。

(c)その他

⑥ 東京地判平成13年7月2日〔「宇宙戦艦ヤマト」ゲームソフト事件〕

## 裁判所 Web

X(アニメ映画制作会社)は、自らが制作した映画「宇宙戦艦ヤマト」等の著作物に係る著作権について、ゲームソフト制作会社であるYとの間で譲渡契約を締結した。本件譲渡契約は、当該契約の「対象権利」は、「対象作品に対する著作権および対象作品の全部または一部のあらゆる利用を可能にする一切の権利」(本件譲渡契約1条4項)と定義していた。これにもとづいて、Yらは、当該著作物に改変を加えてゲームソフトを製作、販売した。Yは、本件譲渡契約によれば、XがYに対して譲渡した権利は、「対象作品に対する著作権および対象作品の全部又は一部のあらゆる利用を可能にする一切の権利」(本件譲渡契約1条、2条)であるから、Xは、Yらが本件各著作物をゲーム化することにつき、同一性保持権にもとづく請求権を放棄したと解することができることと主張したのに対し、Xは、著作権法61条2項を根拠として、本件各著作物に係る翻案権を譲渡したとすることはできないので、Xが著作者人格権にもとづく請求権を放棄したと解する余地はないなどと反論していた。

判決は、Yは、Xから「対象作品に対する著作権および対象作品の全部又は一部のあらゆる利用を可能にする一切の権利」の譲渡を受けたと認定したうえで、「Yによる本件各著作物を利用する行為が、Xの著作者人格権を害するなどの通常の利用形態に著しく反する特段の事情の存在する場合はさておき、そのような事情の存在しない通常の利用行為に関する限りは、Xは、本件譲渡契約によって、Xの有する著作者人格権に基づく権利を行使しない旨を約した…と解するのが合理的である。」と述べ、さらに本件譲渡契約の締結の経緯に照らすならば、Xがその著作者人格権侵害を主張することは「信義則に照らして許されない」と判示した。

著作権法61条2項は、著作権譲渡契約において、翻案権等が著作権譲渡の目的として特掲されていないときは、譲渡した者に留保されたものと推定すると規定しており、著作権の譲渡においてさえ、その対象と

なる権利を具体的に特定することを要求している。これによって「著作権人格権に基づく権利を行使しない旨を約したと解するのが合理的である」と解釈することには相当無理があると考える。著作権者の権利を構成する著作権人格権と著作権（著作権）は、それぞれ性質や保護法益が異なる別個独立した権利であるから、著作権の譲渡契約によって著作権人格権の不行使を約したと解することはまったく不合理であるといわざるをえない。本来ならばあらかじめ合意しておくことが必要とされるべきであるが、著作権人格権の不行使について特約がない場合は、その権利行使に関する権限は著作者に留保されているものと解すべきであると考える。

⑦ 東京高判平成11年9月21日〔恐竜イラスト事件〕判時1702号140頁、判タ1057号256頁（原審：東京地判平成10年10月26日判時1672号129頁、判タ994号266頁）

Y<sub>1</sub>は、多数のイラストレーターから作品の登録を受けて、そのポジティブフィルムの管理および貸出を業としており、Xは、Y<sub>1</sub>との委託契約にもとづいて恐竜ティラノサウルスが中心に描かれた本件著作物を登録作品カタログに掲載した。Y<sub>2</sub>は、本件著作物の改変による利用についてY<sub>1</sub>に申入れを行ない、Xの承諾を得た。ところが、Y<sub>2</sub>は恐竜の全体の色調や形状を大きく変更するなど、本件著作物をその承諾の範囲を超える改変を加えて利用したことについて、Xは同一性保持権侵害を主張した。

判決は、「Xは、本件打診書に対して本件承諾書を送付したことによって、本件著作物中の飛んでいる翼竜を削除して本件著作物を利用すること、及びティラノサウルスの背景を変更することまで、承諾したものと認められるが、その範囲を超える変更について、承諾したものと認めることはできない。」と判示した

本件は、著作物の改変による利用について著作者による承諾があった事例であるが、判決は、利用者Y<sub>2</sub>による改変がその承諾の範囲を逸脱するものであることを認定して同一保持権の侵害を認めた。承諾書を取

り交わし、承諾の範囲が明確であったために、同一性保持権侵害の態様も明確である。

著作者人格権の不行使特約をめぐる問題については、著作者人格権に関する法律行為についての議論が熟しておらず、理論的な枠組みが確立されていない状況において、裁判例は、著作物の改変について黙示の承諾があったか否かを認定するにあたり、著作者が改変について認識していたか、それについて異議を述べたかなど、契約にもとづく事実関係を詳細に認定したうえで妥当な結論を導き出すことに終始して、著作権契約の理論にもとづいた議論はなされていない状況である。

#### IV. 著作権契約における著作者人格権の独自性

##### 1. 著作権契約における著作者の同意

創作者(著作者)である著作権者が、その著作物の利用者との間で著作権契約を締結する場合、契約の直接の相手方である利用者との関係において、著作者の意思が反映され、著作物の利用にあたって著作者の同意があるものとみなされる。しかし、著作者ではない著作権者、すなわち著作者から著作権の譲渡を受けた著作権者と利用者との間で締結される著作権契約においては、著作物の改変による利用について著作者の同意が得られていない可能性が想定される。

著作権の譲渡について、わが国の著作権法は、著作権の全部または一部を譲渡することができるかと規定するだけであり(著作権法61条1項)、著作者ではない著作権者による譲渡についてもとくに著作者の同意は必要とされていない。著作権者は、著作者の同意を必要とすることなく、その権利を第三者に譲渡することは可能である。しかし、著作権の譲渡を受けた者が著作物を改変して利用する場合には、同一性保持権との関係において著作者の同意は不可欠である。著作権の制限規定にもとづいて利用する場合であっても(著作権法50条参照)、著作権契約にもとづいて

て利用する場合であっても、著作物を変更して利用する場合には著作者の同意が必要である。著作権の全部譲渡を受けた者(著作権者)、利用目的に応じて著作権の一部(支分権)の譲渡を受けた者は、その譲渡を受けた権利(財産権)を行使することは可能であるが、理論的には著作物を改変して利用することは許されない。著作物の利用に関する著作権契約においては、契約の対象が著作物であるということから、著作者が契約当事者でない場合であっても、著作者の同意は不可欠である。著作物の改変は、著作者または著作権者の同意がある場合を除き、著作者人格権(同一性保持権)または複製権、翻案権等の著作権を侵害する。

後述するように、ドイツ著作権法の場合、著作権(Verwertungsrecht)を構成する各利用権(Nutzungsrecht)の移転、および譲渡または承継的移転には著作者の同意が必要であるために、利用権の第1譲受人だけではなく、権利の承継的取得者との関係においても、著作物の利用の際に生じる著作物の変更については、相対的に権利侵害の問題を回避することが可能となる<sup>(8)</sup>。これに対してわが国の立法においては、適法な著作権(財産権)の行使が著作者人格権侵害の可能性を生じさせることになる。このような状況は、著作者からの第1譲受人との関係においてさえ生じうる問題であって、ましてやその著作権者から承継的に著作権の譲渡を受ける者との関係においては、著作者との関係がさらに希薄となり、著作物の利用にあたり著作者の意思を反映させることは容易ではない。とりわけわが国では、著作権契約における権利の譲渡や承継に関する実務慣行が十分に確立されているとはいえず、著作者保護の意識が乏しいといわざるをえない。

わが国の法制のように、著作権譲渡の場合や著作権者が利用者に利用許諾を与える場合に著作者の同意を必要としないとする構成においても、著作物を改変して利用する場合には著作者の同意は不可欠である。これは著作権一元論であるか二元論であるかは関係なく、著作権契約の対象が著作物であるということから必然的に生じる問題である。わが国

の著作権法の規定や理論では、この問題がクリアされていないために、著作権の譲渡や利用許諾を受ける側である利用者は契約のなかで著作者人格権の不行使特約を盛り込むことによって、著作者による同一性保持権の行使を回避しようとする。すなわち、著作者人格権の不行使特約に関する問題は、著作権法の規定の不備、著作権理論の未成熟を示すものである。そのような場合においてさえ、後述するように、契約において著作者の意思が反映されるのであれば、著作者人格権の不行使特約は有効であると解することが可能であるといえよう。著作権契約においては、著作物の改変による利用や著作者人格権の行使とは関係なく、原則として著作者の同意が必要であると構成することが大前提であるといえよう。

## 2. 著作者人格権に関する契約

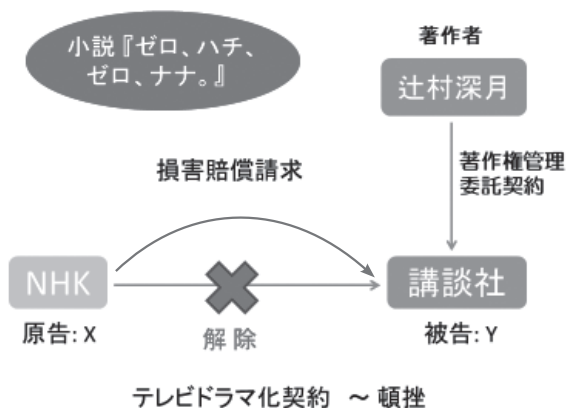
著作物の同一性を維持することを目的として、著作者の意に反する改変を認めていない著作権法20条1項の規定は、著作物の利用契約において極めて重要な意義を有する。著作物の種類にもよるが、著作物を利用する場合に、著作物に変更を加えることなしに利用することはむしろ稀である。著作権の制限規定にもとづいて著作物を利用する場合はもちろん、著作者との利用契約によって著作物を利用する場合であっても、著作物を改変して利用する場合には著作者の許諾を必要とするのが原則である。例外は、著作物の改変について著作者の許諾がある場合に限定される。著作者(創作者)とその著作物との関係性を直接的に保護するこの同一性保持権は、著作権法が規定するもっとも重要な権利の1つであると位置づけることができる。著作権契約において、著作者の意向が反映されている場合は、著作者人格権を制限する条項を設けることは問題ないが、著作者が関知しないところで、契約当事者の合意により著作者人格権を制限することは、著作者人格権の趣旨に反し許されない。著作物の利用に際して改変が伴う場合は、著作権の全部または一部の譲渡

においても、現実的には著作者の同意が必要であり、著作権者が第三者に利用を許諾する場合でも著作者の同意が必要である。わが国の立法では、著作権者から利用許諾を受けた者(利用権者)は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することはできない(著作権法63条3項)、また、出版権に関しては、著作権者(複製権者)の承諾を得た場合に限り、その全部または一部を譲渡することができる(著作権法87条)、と規定されているに留まる。著作権者の財産的利益は保護されているといえるが、著作者の人格的利益が保護されているわけではない。

著作者人格権の意義および趣旨からすると、著作者が著作権契約の当事者であるか否かにかかわらず、著作物の改変に際して改変が伴う場合には、当然のことながら著作者の同意が必要である。ところが、著作者が当事者ではない著作権契約において、著作者の同意の有無が著作物の改変に大きな影響を与えた事例がある。著作権者である著作者と利用者との間の著作物利用契約において、両当事者の合意内容に齟齬があり、同一性保持権の侵害をめぐる訴訟に発展するケースは多いが、著作者から著作権の管理委託を受けた者と利用者との契約において、当該著作物の著作者がその同一性保持権を根拠として、改変による利用を拒絶するという事例はあまりみられない。

著作権契約において直接的に著作者人格権の不行使特約に関する条項が盛り込まれた事例ではないが、契約条項の中に著作者から著作権の管理委託を受けた一方当事者の承認を得て利用するとする条項が設けられていた。辻村深月の小説『ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ。』(講談社、2009(平成21)年)のテレビドラマ化について、NHK(原告X)と、著作者である辻村から著作権の管理委託を受けた講談社(被告Y)との間で合意がなされ、X・Y間で映像化に向けた交渉がすすめられていたが、Xの準備した脚本について著作者が許諾しなかったため、本件小説の映像化が頓挫した。XはYとの契約を解除し、Yに対して債務不履行および契約締結上の過失にもとづく損害賠償を請求した事案である<sup>(9)</sup>。





『ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ。』事件 東京地判平成27年4月28日判例集未登載

本件の裁判上の争点としては、X・Y間の映像化許諾契約の成否、著作者から著作権の管理委託を受けたYによる契約締結上の過失の有無が争われているが、本件における重要な論点は、著作者を当事者としないう著作権契約においても著作者人格権（同一性保持権）が機能するという点である<sup>(10)</sup>。

判決は、「一般に、著作者は、その著作物及びその題号につき、その意に反して変更、切除その他の改変を受けないという権利（同一性保持権）を有するとされているところ（著作権法20条1項）、本件作品の著作者である辻村から著作権の管理委託を受けていたYにとって、本件条項<sup>(11)</sup>は、辻村の意に反する改変が行われているか否かを確認し、辻村の同一性保持権を保障するため、本件映像化許諾契約において必要不可欠の構成要素であったものと認められ、本件条項なしにはYが本件映像化許諾契約を締結する可能性はなかったものといわざるを得ない。」と述べて、契約の成立自体を否定し、さらに、「原作者はその著作物についてその意に反して改変を受けないものとする同一性保持権（著作権法20条

1項)を有するのであるから、原作者である辻村から著作権の管理委託を受けたYとしては、Xに対し、辻村の同一性保持権を踏まえ、その意向を尊重した対応を行うことが許容され、その反面、Xは、原則として、本件小説に辻村の意向に反するような改変を加えた脚本を制作することは許されないものというべきであって、上記のXの期待はその限度でのみ法的保護を受けるものと解すべきである。」と述べて、Yは契約締結上の過失による不法行為責任を負うものではないと判示した。結論としてXの損害賠償請求は全面的に棄却された。

前述したように、著作権契約は、単なる財産法上の契約とは異なり、著作物の利用者は同一性保持権(著作者人格権)を尊重することが要求される。民法上の契約においても、不動産賃貸借契約などの継続的契約関係においては契約当事者間の信頼関係が重要視されるが、著作物の利用契約においては、当事者間の信頼関係の維持に加えて、著作者の同一性保持権が尊重されなければならない。著作物の利用契約における著作者の同意についてとくに明文の規定をもたないわが国の法制においては、著作者ではない著作権者から利用許諾を受けた者や翻案権等の譲渡を受けた者は、財産法上は著作物を利用することが可能となるが、利用に際して著作者の意に反する改変が許容されているわけではない。著作者と利用者との間の著作物の利用に関する財産法上の取り決めとは別個に著作者人格権に関する取り決めが必要となる。わが国の契約慣行において同一性保持権が尊重されている場合があるものの、契約において必ずしも明確に認識されていない。本件映像化許諾契約の契約書案には、著作者人格権を尊重する条項(12条1項～3項:本件条項)が含まれているが、著作者を契約当事者とししない著作権契約においても、同一性保持権を尊重しなければならないことは自明の理であり、契約書のなかにこのような条項が含まれていない場合であっても、また、本件のように契約書案に対する合意がなされていない場合であっても、契約当事者の合意にかかわらず、著作者の意思は、著作物の改変による利用について反映さ

れていなければならない。ただし、利用契約にもとづく著作物の積極的な利用を図る趣旨から、著作者が信義則にしたがい同意を拒絶することができない場合は、著作物の改変は認められるべきであるということになる。

同一性保持権は、著作物の利用に際して改変を行なう場合には著作者の同意が必要であるという、自己の著作物に対する著作者の自己決定権を内容とする権利であり、その利用が契約にもとづく場合であっても、著作権の制限規定にもとづく場合であっても適用されるべきものである。ところが、本件のように著作者を当事者としないう著作権契約において、同一性保持権の効力が機能した事例はこれまでみられなかった。この裁判例が判示したことから導かれる理論は、改変を行なう著作物の利用は著作者の同意を得て初めてなしうということである。このような著作者人格権(同一性保持権)の趣旨からすると、著作権契約において著作者人格権を行使しないとする特約は、著作物の改変について著作者が同意をしているということが大前提となる。著作者の同意のない不行使特約は、著作者人格権の性質や趣旨に反し許されないということになる。

### 3. 著作者契約法における著作者人格権

ここでは、著作者契約法が整備されているドイツ著作権法から示唆を得るべく、著作者人格権に関する法律行為について考察することとする。周知のように、1965年制定のドイツ現行著作権法(Urheberrechtsgesetz: UrhG)は著作権一元論を採用しており、著作者の権利(Urheberrecht)を構成する著作者人格権(Urheberpersönlichkeitsrecht)と著作財産権(Verwertungsrecht)は不可分一体の権利とされ、著作者の権利は譲渡(übertragen)することができないものと規定されている(UrhG 29条1項)。著作者人格権はもちろんのこと、財産権として構成される著作財産権さえ譲渡することはできない。したがって、著作物を利用しようとする者は、著作者から利用権(Nutzungsrecht)の設定的移転を受けて著

作物を利用することが可能となる。そして、利用権の設定的移転を受けた利用権者は、その利用権を第三者に譲渡または移転することが可能であるが、その場合は著作者の同意が必要とされている (UrhG 34条1項および35条1項)。また、ドイツ著作権法においては、現行法が著作権一元論を採用する以前から目的譲渡理論 (Zweckübertragungstheorie) にもとづく解釈論が主張されており、契約によって移転する利用権は、契約目的を履行するために必要な範囲に限定され、著作権ないし利用権が、利用者に譲渡または移転される場合であっても、著作者の権利は著作者の元に留まると解されている。

このような理論を前提とする現行著作権法では、著作者人格権の1つとして改変禁止権 (同一性保持権) を規定し (UrhG 14条)、著作権契約における著作物の改変については、利用権を有する場合であっても著作者の同意がなければ当該著作物を変更することができないとされている<sup>(12)</sup> (UrhG 39条)。このような同一性保持権と著作物の改変の関係について、著作者人格権を保護する趣旨から、「著作者は、その著作物に関する自己の正当な精神的または人格的利益を危うくするおそれがある著作物の改変その他の侵害を禁止する権利を有する」と規定して、著作者に同一性保持権としての著作物の改変禁止権を認め (UrhG 14条)、そのうえで、この UrhG 14条の例外として、著作権契約にもとづいて利用権の設定的移転を受けた利用権者といえども、著作者の同意がなければ原則として著作物やその題号 (タイトル) を改変することはできないと規定している (UrhG 39条1項)。同一性保持権に関する UrhG 14条の規定は、あらゆる著作物の利用に対して効力を有するのに対し、著作物の変更の禁止を規定する著作権法39条は利用契約による利用権の移転の場合に適用される。ただし、利用契約にもとづく著作物の積極的な利用を図る趣旨から、著作者が信義則にしたがい同意を拒絶することができない場合は、著作物の改変が認められることになっている (UrhG 39条2項)<sup>(13)</sup>。

ドイツ著作権法 (1965年法) は、わが国とは異なり、著作権一元論を

採用していることから、著作権契約法に関する規定が充実し、著作物の積極的な利用を保護するために利用権の設定的移転に関する詳細な規定が置かれている。UrhG 39条の著作物の改変に関する規定は、著作権契約において一定の要件のもとで著作者人格権の制限を許容するものである。したがって、契約内容に不備があったり、両当事者の合意が不十分である場合には、著作物の改変による利用は認められないということになる。

このようなドイツ法の理論は、著作者人格権の意義および趣旨にもとづいて著作権契約における著作者の人格的利益の保護が徹底していることを見て取ることができる。著作者人格権に関する法律行為について何ら規定を設けていないわが国の著作権法制にとって大いに示唆を与えるものであると考える。

## V. むすびにかえて

著作権契約は、基本的に著作物の財産的利用に関する、著作権者と利用者との間の契約であるが、著作物を契約の対象としている以上その改変による利用については著作者の同意が必要である。著作権の全部または一部の譲渡契約であろうと、債権的な利用許諾契約であろうと、著作物の利用に関する契約には著作者の同意が不可欠である。このような著作権契約の性質を踏まえるならば、著作者人格権の不行使特約はあくまで著作者の同意の範囲内で許容されるものであるにすぎず、同意の範囲を逸脱したり、同意の範囲が不明確であったりする場合は無効であると構成せざるを得ないと考える。著作権契約法の理念からすると、著作者人格権に関する定めが欠落しているために著作者に不利益を生じさせるような著作権契約はそもそも契約の成立要件を欠いていると構成することが妥当であると考えられる。著作権契約において著作者に不利益を強いることは、著作権契約法の理念に反することになる。著作物の改変による利用に対する著作者の同意に関する定めのない著作権契約は、著作者人

格権の理念を尊重する公正な契約慣行とはいえないということになる。

本論において分析し検討したように、著作者人格権の意義や本質を踏まえると、著作権契約において著作者人格権がどのように扱われるべきかは一目瞭然であり、著作物の利用の際に改変が伴う場合は著作者の同意を必要とする。著作者人格権の不行使特約に関する学説上の議論は、著作権契約との関係において著作物の改変による利用に際して著作者の承諾が必要であるか否かという議論に終始しがちであるが、著作権契約にもとづいて利用者に利用権を譲渡したり、あるいは利用の許諾を与えたりする段階において、信義則に反しない限り著作者の同意が必要である。財産契約においては財産的利用権にもとづく取り決めだけではなく、少なくとも理論的には著作者人格権に関する合意をしておくことが不可欠であるといえる。

デジタル・ネットワーク時代において著作物の利用の拡大やネット上の流通の促進を確保するという観点からすると、著作権契約実務においては、著作権契約における著作者人格権の取扱いに関する理論的な枠組みの構築が求められているとともに、著作者契約法の理念を踏まえた公正な契約慣行の確立が望まれるところである。

- (1) 著作者契約法について、拙稿・三浦正広「著作者契約法の理論－契約法理論による著作者の保護－」コピライト 622号22頁、623号48頁(著作権情報センター、2013年)、同「ドイツ実演家契約法における実演家の保護－著作者と実演家の権利の平準化に向けて－」日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター『実演家概論－権利の発展と未来への道－』223頁(勁草書房、2013年)、同「ドイツ著作権法における映画の著作物の保護－著作者契約法を契機として－」渋谷達紀教授追悼記念論文集『知的財産法研究の輪』561頁(発明推進協会、2016年)、同「ドイツ著作権法における映画製作者の法的地位の強化－著作権契約における権利移転の推定理論－」国士館法学49号257頁(2016年)、同「著作権契約の解除の効果に関する一考察」比較法制研究39号1頁(国士館大学比較法制研究所、2016年)、同「著作権契約における権利の留保－著作者契約法における契約目的理論の立場から－」最先端技術関連法研究15号21頁(国士館大学最先端技術関連法研究所、2016年)、同「著作者契約法における撤回権の法思想－ドイツ著作権法における撤回権を中心として－」国士館法学50号47頁(2017年)、および同「著作権譲渡契約の法的構成論－著作者契約法理論による再構成－」近江幸治先生古稀記念論文集『社会の発展と民法学〔下巻〕』767頁(成文堂、2019年)参照。
- (2) GDPR: General Data Protection Regulation, 2018年5月25日施行。
- (3) EUデジタル単一市場における著作権指令(EU Directive on Copyright in the Digital Single Market)案
- (4) 世界人権宣言27条2項、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)15条1項(c)、EU条約6条1項およびEU基本権憲章17条2項参照。
- (5) 欧州において基本的人権として尊重される著作者の権利は、知的財産権の保護に関するEU基本権憲章17条2項(EU条約6条1項)によって保護され、そしてEU運用条約(The Treaty on the Functioning of the European Union)118条により、EU域内における統一的な保護が要求されている。
- (6) 著作者人格権の不行使特約に関する文献として、齊藤博「著作者人格権の理論的課題」民商116巻6号815頁以下(1997年)、小泉直樹「著作者人格権」民商116巻4・5号584頁以下(1997年)、松田政行「同一性保持権の性質と周辺の問題」紋谷暢男教授還暦記念『知的財産権法の現代的課題』(発明協会、1998年)693頁以下、上野達弘「著作者人格権に関する契約をめぐる一考察－同一性保持権の不行使特約を中心として」『第2回著作権・著作隣接

権論文集』(著作権情報センター、1999年)23頁以下、同「著作物の改変と著作者人格権をめぐる一考察—ドイツ著作権法における『利益衡量』からの示唆(一)」民商120巻4・5号(1999年)757頁以下、同「著作者人格権をめぐる立法的課題」相澤英孝・大淵哲也・小泉直樹・田村善之編『知的財産法の理論と現代的課題』(弘文堂、2005年)349頁以下、同「著作者人格権に関する法律行為(第10章)」著作者人格権委員会「著作者人格権に関する総合的考察」(著作権情報センター附属著作権研究所研究叢書 No.17)229頁以下(著作権情報センター、2007年)、内藤篤「著作者人格権の不行使合意(第4章)」『エンタテインメント契約法(第3版)』(商事法務、2012年)151頁以下、板倉集一「著作者人格権の不行使特約」高林龍・三村量一・竹中俊子編『現代知的財産法講座 I 知的財産法の理論的探究』(日本評論社、2012年)327頁以下、長谷川遼「著作者人格権に関わる契約」『出版をめぐる法的課題—その理論と実務』(日本評論社、2015年)81頁以下、高瀬亜富「著作者人格権の不行使特約の有効性—実務家の視点から—」コピーライト662号42頁以下(2016年)等参照。

- (7) 立案者の考え方として、著作者人格権に関する規定の解説ではないが、実演家人格権に関する規定(著作権法90条の3:実演家の同一性保持権)についての解説のなかで、次のように説明されている。

「本条の「同一性保持権」と前条の「氏名表示権」はいずれも「人格権」ですが、権利者と利用者とのこの「人格権」の不行使特約(権利を行使しないという特約)を結ぶことも当然ながら可能でございます。なぜなら、著作権は「私権」であり、権利者はこれを行行使するかしないかを契約によって自由に決めることができるからであります。」加戸守行『著作権法逐条講義(六訂新版)』563頁(著作権情報センター、2013年)。

- (8) 拙稿・三浦正広「著作者契約法の理論—契約法理論による著作者の保護—」コピーライト622号22頁、623号48頁(著作権情報センター、2013年)参照。
- (9) 東京地判平成27年4月28日[『ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ。』映像化契約解除事件](平成24年(ワ)第17815号)判例集未掲載。
- (10) 本件判例評釈として、拙稿・三浦正広「原作小説のテレビドラマ化に関する著作権契約の成否と同一性保持権の行使—『ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ。』映像化契約解除事件—」『発明』2016年3月号52頁-57頁参照。
- (11) 本件契約書案の本件条項(12条1項～3項)
- (ア) Xは、本件映像作品のプロット及び脚本を直ちに Y に提出し、Y の確認



及び承認を経て本件映像作品の制作を開始するものとする(12条1項)。

(イ)Yは、前記(ア)の本件映像作品のプロット及び脚本の確認において、Xに対し、合理的な事由がある場合、上記プロット及び脚本の修正を求めることができる(同条2項)。

(ウ)Xは、前記(ア)の承認が得られない場合、本件映像作品の制作を開始することができない(同条3項)。

(12) UrhG 39条(著作物の改変)

(1) 利用権者は、特段の合意がないときは、著作物、その題号または著作者表示(10条1項)を変更することはできない。

(2) 著作物および題号の変更は、著作者が、信義則にしたがって同意を拒絶することができない場合は、許容される。

ドイツ著作権法39条「著作物の改変」に関する規定は、2002年の著作者契約法による改正の際、プロフェッサー草案では「著作者人格権に関する法律行為」という見出しで、同一性保持権についてだけでなく、公表権および氏名表示権に関する規定も置かれていたが、それらの規定は法案段階で削除され、大幅な修正を受けて制定された。

(13) 第39条案 著作者人格権に関する法律行為(2002年著作者契約法プロフェッサー草案)

(1) 著作者は、著作物の公表の時期および範囲を定める合意により、利用権者に権限を付与する方法において、公表権を行使することができる。著作者は、公表の時まで、公表権の行使について、第三者に対して権限を有する。

(2) 著作者は、著作物の一定の制限の利用に関する利用権者との合意により、著作者表示および氏名表示を放棄することができる。できる放棄の撤回は、将来にわたってのみ、かつ、まだ開始されていない利用についてのみ有効である。撤回は取り消すことができない。

(3) 著作者は、利用権者との合意により、著作物の利用に関して生じる著作物、その題号または著作者表示の変更を利用権者に許諾することができる。合意は、種類や程度に応じて予定される変更が正確に示され、かつ一定の制限の利用に関する場合にのみ有効である。

(4) 著作者が、信義則により、その同意を拒絶することができない著作物およびその題号の変更は、常に許される。

Vgl. Entwurf eines Gesetzes zur Stärkung der vertraglichen Stellung von Urhebern und ausübenden Künstlern vom 22. Mai 2002.